住所　北海道恵庭市漁町267番地
ロクセット・サントス　平成5年2月11日生
住所　岩手県一関市花泉町花泉字仁王原36番地2
李明　昭和44年11月13日生
住所　長野県駒ヶ根市下平4426番地6
多永春　昭和47年10月17日生
安亜梅　昭和47年6月22日生
多智美　平成7年10月22日生
多博輝　平成13年7月20日生
住所　徳島市名東町2丁目555番地5
趙秀艶　昭和57年2月20日生
住所　愛媛県松山市朝生田町5丁目7番36号
林惠　昭和53年6月8日生
住所　静岡県島田市道悦4丁目10番3の206号
ルイス・ギジェルモ・オルティス・フクダ　平成元年3月9日生
住所　東京都豊島区南大塚2丁目24番5号
白承花　昭和45年5月17日生
住所　滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘5丁目7番地2
マルセロ・フミオ・マツモト　昭和52年7月8日生
住所　奈良県生駒郡安堵町大字東安堵150番地3
安逸　昭和48年5月14日生
住所　山梨県山梨市小原西446番地
呉菜淑　昭和29年12月6日生
住所　横浜市保土ヶ谷区西久保町1番地4
邢淑梅　昭和37年2月24日生
宋聲　昭和61年3月29日生
住所　横浜市泉区上飯田町2670番地
グエン・ゴック・ディエップ　昭和27年12月10日生
住所　横浜市戸塚区名瀬町70番地17
片敏喜　昭和22年2月10日生
住所　神戸市兵庫区明和通2丁目2番2―910号
朴玲順　昭和43年3月15日生
住所　神戸市東灘区向洋町中1丁目2番地48
崔容燮　昭和38年1月26日生
住所　兵庫県芦屋市高浜町2番1―424号
金優子　昭和59年11月21日生
住所　兵庫県西宮市上田中町17番29号
柳由紀　昭和46年7月11日生
住所　兵庫県三田市西山2丁目22番10号
全明子　昭和55年12月20日生
住所　兵庫県宝塚市大吹町3番13号
郭美佐代　昭和45年10月24日生
劉優香　平成8年9月11日生
住所　兵庫県伊丹市口酒井1丁目4番4号
崔政児　昭和46年6月3日生
住所　兵庫県川西市西多田1丁目5番41号
柳理恵　昭和58年6月30日生
住所　大阪市生野区巽北1丁目23番16号
辛陽子　昭和56年8月15日生
住所　大阪市生野区新今里3丁目13番16号
金富美子　昭和17年7月10日生
住所　大阪市生野区小路東2丁目21番4号
金杏子　昭和55年7月23日生
住所　大阪市天王寺区北河堀町10番8―1901号
金明香　昭和37年4月24日生
住所　大阪市生野区鶴橋2丁目8番20号
姜奈侑　平成元年7月24日生
住所　大阪市生野区田島2丁目14番17号
孫誠　昭和40年1月21日生
住所　大阪府箕面市粟生間谷東8丁目1番B2―415号
盧迪　平成元年5月3日生
住所　大阪市此花区島屋6丁目2番90―608号
姜浩子　昭和47年12月14日生
住所　大阪市生野区勝山北5丁目7番9号
金良姫　昭和51年7月3日生
住所　堺市東区日置荘原寺町236番地1
孫徳秀　昭和51年2月10日生

○外務省告示第十八号

平成二十一年十一月三十日、国際連合安全保障理事会において、コンゴ民主共和国情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を平成二十二年十一月三十日まで延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十二年一月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

（訳文）

二千九年十一月三十日に安全保障理事会がその第六千二百二十五回会合において採択した決議第千八百九十六号（二千九年）

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する従前の決議、特に、決議第千八百四号（二千八年）、決議第千八百七号（二千八年）及び決議第千八百五十七号（二千八年）、並びに議長声明を想起し、

コンゴ民主共和国及び地域のすべての国の主権、領土保全及び政治的独立に対する支持を再確認し、

決議第千七百七十一号（二千七年）に従って設置され、決議第千八百七号（二千八年）及び決議第千八百五十七号（二千八年）に従って延長されたコンゴ民主共和国に関する専門家グループ（以下「専門家グループ」という。）の中間及び最終報告書（S／2009／253及びS／2009／603）並びにその勧告に留意し、

コンゴ民主共和国の東部地域、特に、北及び南キブ州、イツリ並びにオリエンタル州において、その地域全体に不安定な情勢をもたらし続けている武装集団及び民兵の存在に対する深い懸念を再度強調し、

すべての武装集団、特にルワンダ解放民主勢力（FDLR）及び神の抵抗軍（LRA）が直ちに武器を手放し市民に対する攻撃を停止することを要求し、また、二千九年三月二十三日合意のすべての当事者が停戦を遵守し、効果的かつ誠実に約束を実施することを要求し、

コンゴ民主共和国の東部地域で活動している武装集団が地域的及び国際的ネットワークから受けている支援に関し懸念を表明し、

コンゴ民主共和国及び大湖地域諸国による地域の平和及び安定を共同して促進するとの約束を歓迎し、コンゴ民主共和国政府及びすべての政府、特に大湖地域の政府が、その領土内において及びその領土からコンゴ民主共和国東部の武装集団に対し支援が行われないことを確保する為に効果的な措置をとることの重要性を再度強調し、

コンゴ民主共和国の東部地域の文民に対する人権侵害及び人道法違反（相当な数の文民の殺害及び移送、児童兵の徴用及び使用、並びに広範に行われている性的暴力を含む。）が持続していることに重大な懸念をもって留意し、犯人は司法手続きに付されなければならないことを強調し、同国内のすべての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、また、女性、平和及び安全、児童及び武力紛争、並びに、武力紛争における文民の保護に関連するすべての決議を想起し、

コンゴ民主共和国の領域内の安全を確保すること並びに法の支配、人権及び国際人道法に関し自国民を保護することに対する同国の主要な責任を強調し、

処罰を免れることに対する取組の必要性を、特に必要とされる治安部門の包括的な改革の不可分の一部として強調し、コンゴ民主共和国政府に対し、武装集団の犯罪行為及び不正行為に対し「ゼロ寛容政策」を実施することを強く奨励し、

コンゴ民主共和国政府に対し、処罰を免れることに対する公平で信頼性のある制度を確立するため、司法部門を改革し、刑務所制度改革行動計画を実施する具体的な措置をとることを奨励し、

紛争地域における国際連合要員、関連要員及び人道支援要員の保護に関する決議第千五百二号（二千三年）を想起し、

決議第千五百三十三号（二千四年）、決議第千八百七号（二千八年）及び決議第千八百五十七号（二千八年）に違反するコンゴ民主共和国の域内における又は同国への武器の継続的で不法な流出入を非難し、武器禁輸及びコンゴ民主共和国に関する決議に規定されたその他の措置の実施を密接に監視し続ける決意を宣言し、また、決議第千八百七号（二千八年）5に定める通知の要求を遵守するというすべての国の義務を強調し、

アフリカ大湖地域の紛争を増加させ及び悪化させる主要な要因の一つとして、天然資源の不法な搾取、これら資源の不法な取引並びに武器の拡散及び密売の関連性を認識し、

平和維持活動局による国連平和維持活動と安保理制裁委員会の専門家パネルの間の協力及び情報共有を強化するための指針を策定するとの意図の発表を歓迎し、

コンゴ民主共和国における事態が、この地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千八百七号（二千八年）1により課される武器に関する措置を二千十年十一月三十日まで延長することを決定し、同決議2、3及び5の規定を再確認する。

2　決議第千八百七号（二千八年）6及び8により課される輸送に関する措置を、上記1に特定される期間延長することを決定し、同決議7の規定を再確認する。

3　決議第千八百七号（二千八年）9及び11により課される金融上及び渡航上の措置を、上記1に特定される期間延長することを決定し、決議第千八百五十七号（二千八年）4に規定する個人及び団体に関する同決議10及び12の規定を再確認する。